

軽トラック（三菱 ミニキャブトラック） 売却要領（見積合わせ）

伊達市企画財政部財産契約課車両管理係
TEL 0142-82-3115（課内直通）

※この参加申請で収集された情報は、伊達市個人情報保護条例に従い本市の見積合せ参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されます。

北海道伊達市

軽トラック（三菱 ミニキャブトラック）売却要領

本要領は、伊達市が行う物品売払見積合わせに参加される方へのご案内です。参加にあたっては内容をよくご確認ください、次の事項すべてに同意していただく必要があります。

1 売却物品

売却する物品は、次のとおりです。

- (1) 物品の名称 軽トラック（三菱 ミニキャブトラック）
- (2) 物品の規格等

数量	1台
型式	GD-U62T
A T・MTの別	5MT
駆動方式	4WD
全長×全幅×全高	339cm×147cm×178cm
燃料の種類	ガソリン
総排気量	660cc
乗車定員	2名
走行距離	59,655 km（令和4年8月31日現在）
初度登録年月	平成13年9月
車検満了日	令和5年4月16日
その他	<ul style="list-style-type: none">・エアコン、パワステ付き・夏用タイヤ（スチールホイール付）・スタッドレスタイヤ（スチールホイール付）・荷台シート・ボディー及びバンパーに傷やへこみ、腐食あり

2 最低売却価格

最低売却価格は100,000円です。最低売却価格以上の金額で見積書を提出してください。

3 参加資格

次の条件を満たしている個人又は法人の方に参加資格があります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。
- (2) 見積合わせ日において18歳以上であること。
- (3) 伊達市が課税する市税を滞納していないこと。
- (4) 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例に定める暴力団員及び暴力団関係事業者に該当しないこと。
- (5) 売却物品を受け取りに来ることができること。

4 見積合わせ参加申込書等の交付及び受付

- (1) 見積合わせ参加申込書及び見積書の交付期間は、令和4年9月5日（月）から令和4年9月16日（金）までの土曜日、日曜日を除く午前9時から正午までと、午後1時から午後4時までの間とします。
- (2) 見積合わせ参加申込書及び見積書の受付期間も同様とします。
- (3) 見積合わせ参加申込書及び見積書は、伊達市役所財産契約課車両管理係窓口（市役所2階）でお渡しするほか、伊達市ホームページからのダウンロードも可能です。
- (4) 見積合わせ参加申込書及び見積書の受付方法は窓口持参のみとします。郵送での提出はお受けできません。また、代理の方が持参する場合は委任状が必要です。

5 見積合わせ参加書類

見積合わせ参加申込みに際しては、次の書類を提出してください。提出先は、伊達市企画財政部財産契約課車両管理係窓口（市役所2階）です。

- (1) 見積合わせ参加申込書（様式第5号）
- (2) 印鑑登録証明書（申請時点で発行後3か月以内のもの）
- (3) 代理人による提出の場合は、委任状（様式第6号）

6 見積書の提出期限・提出場所等

見積書は次の期限までに提出してください。

- (1) 日 時 令和4年9月16日（金） 午後4時
- (2) 場 所 伊達市役所 企画財政部財産契約課車両管理係
- (3) 提出書類 見積書（様式第7号。代理人が提出する場合は委任状も提出すること。）
見積合わせ参加申込書受理票（様式第8号）

7 見積合わせ日・場所等

- (1) 日 時 令和4年9月21日（水） 午前10時00分
- (2) 場 所 伊達市役所 企画財政部財産契約課車両管理係

8 見積合わせの無効

次の場合に該当したときは、見積合わせが無効となりますのでご注意ください。

- (1) 参加資格のない方が見積書を提出したとき。
- (2) 提出書類に不備があったとき。
- (3) 1人の方が、ひとつの案件について2つ以上の見積書を提出したとき。
- (4) 代理人になっている方が、その案件について同時に自身を参加者本人として見積書を提出したとき。
- (5) 1人の方が、2名以上の代理人となって見積書を提出したとき。
- (6) 提出書類に参加者本人及び代理人の記名押印がないとき。

- (7) 見積書の金額又は氏名その他主要部分が識別しがたいとき。
- (8) 金額を訂正した見積書を提出したとき。
- (9) 指定の提出書類を用いなかったとき。
- (10) 参加者又はその代理人が見積書の提出に関し、不正な行為をしたとき。

9 買受人の決定

- (1) 買受人は見積金額が最低売却価格以上で、最も高い金額を申し入れた方とします。
- (2) 最高額の見積書が同額で2件以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。買受人候補者のうち、定められた日時と場所において行うくじ引きに参加しない方がいるときは、その方に代わって入札事務に関係のない伊達市職員がくじを引くこととなります。
- (3) 見積合わせの結果は、伊達市ホームページにおいて見積合わせ参加申込書受理票に記載された受付番号及び見積金額を公表します。なお、買受人には伊達市から連絡します。

10 契約書の締結

- (1) 契約書は伊達市が用意します。買受人は、見積合わせ当日を1日目と数え、7日以内に伊達市が作成する契約書に記名捺印のうえ提出してください。
- (2) 契約の締結に要する費用は、買受人の負担となります。
- (3) 買受人との契約が締結されなかったとき又は契約が解除されたときは、提出された有効な見積書の次点の方と契約することとなります。

11 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、その方との契約を解除します。

- (1) 見積合わせにあたり、虚偽の申請をしたとき。
- (2) 参加資格を失ったとき。
- (3) 定められた期間内に売却代金を納入しなかったとき。

12 売却金額の納付

契約日を1日目として数え、20日以内に伊達市が発付する納付書で売却金額を納付してください。

13 移転登録

- (1) 売却金額の納付を確認した後、所有者移転登録（名義変更）に必要な書類をお渡します。売却金額納付期限日を1日目として数え、30日以内に移転登録を行ってください。
- (2) 移転登録の確認をいたしますので、手続き完了後、新しい自動車検査証（車検証）の写しを提出してください。

14 売却物品の引渡し

- (1) 売却物品の引渡しは移転登録確認後に行います。
- (2) 移転登録確認後7日以内に売却物品を引き取っていただきますので、事前に担当職員へご連絡ください。期日までの引取りが難しい場合はあらかじめご相談ください。
- (3) 売却物品は買受人ご本人が引取りにおいでください。ただし、ご本人がいらっしゃるできない場合は代理人に引き渡すことも可能です。(代理人が引き取る場合は委任状を提出してください。)
- (4) 伊達市が売却物品をお届けすることはできません。
- (5) 売却物品は現状引渡しとなり、修繕等の要望には応じることができません。

15 その他

- (1) 見積合わせ終了後、仕様書、関係書類、現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。事前に現物等を十分にご確認ください。
- (2) 買受人の責めに帰する理由により契約解除となった場合は、契約金額の10%以内の違約金を納付していただくことがあります。
- (3) 不正な見積合わせ等が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、見積合わせを中止又は延期することがあります。
- (4) 見積合わせ参加申込書提出時、見積書提出時、契約締結時及び引渡し時には、本人確認書類(官公署が発行した免許証等写真付の証明書類に限る。)を提示していただきます。代理人がいらした場合は、代理人の本人確認書類を提示していただきます。
- (5) 提出書類は返却しません。
- (6) 提出書類の記入、押印
 - ア すべての提出書類は黒色のボールペン又はペンで記入してください。鉛筆や消えるインクで記入された書類は受理することができません。
 - イ 提出書類へは印鑑証明書と同一の印鑑で捺印してください。
 - ウ 誤って記入し、訂正する場合は、誤記部分に二重線を引き、押印し、正しく書き直してください。
 - エ 見積金額は、税込額を記入してください。記入にあたっては、1枠に1字ずつ算用数字を用いて記入し、金額の前枠に「¥」、「金」、又は押印による『留印』をつけてください。

なお、金額欄を訂正した見積書は無効となります。
- (7) 売却物品の現物確認は、市役所公用車駐車場で行います。希望される場合は、事前に企画財政部財産契約課車両管理係(0142-82-3115 課内直通)にお問い合わせください。